

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	在園児の行政区・小学校区等の抽出
実施機関の名称	松江市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども子育て部こども政策課
個人情報ファイルの利用目的	各地区の保育所等の利用状況把握、待機児童対策および施設整備の検討に係る、認定区分別・中学校区別の就学前児童数算出のために利用する。
記録項目	1 郵便番号、2 世帯番号、3 宛名番号、4 続柄コード1、5 続柄コード2、6 続柄コード3、7 続柄コード4、8 続柄表記、9 生年月日、10 満年齢、11 満月齢、12 認定区分、13 入所園、14 園中学校区、15 記載順位、16 住所市区都町村名、17 町字、18 住所番地号表記、19 方書、20 世帯主氏名、21 氏名、22 外国人漢字、23 振り仮名、24 通称、25 氏名優先区分、26 異動年月日、27 異動事由、28 性別、29 住所となった年月日、30 住民届出年月日、31 外国人住民年月日、32 住民種別、33 消除の事由、34 消除の異動年月日、35 消除の異動年月日不詳フラグ、36 消除の異動年月日不詳表記、37 除票フラグ、38 公民館コード、39 公民館区名、40 小学校コード、41 小学校名、42 管内・外、43 決定施設事業者番号、44 実施開始日、45 実施終了日、46 解除日、47 中学校区、48 保護者氏名カナ、49 保護者氏名漢字、50 クラス年齢、51 認定日、52 認定開始日、53 認定終了日、54 決定施設事業者名称、55 決定施設事業者サービス種類明細、56 入所理由、57 保育必要量区分、58 広域入所区分、59 解除理由、60 保育必要量区分（算定）、61 支給認定区分、62 保育必要量区分（認定）、63 保育必要事由（認定）
記録範囲	1 歳～5 歳の児童（平成 30 年以降）
記録情報の収集方法	デジタル戦略課（令和 6 年度までは市民課）、保育所幼稚園課からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 松江市総務部総務課

	(所在地) 〒690-8540 松江市末次町 86 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21 条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		